

【学内健康診断に関する Q&A】

Q 健康診断を受診しなかった場合、問題がありますか？

A 身体の異常発見が遅れ、学生生活や就職活動時に支障が出る可能性があります。また、健康診断証明書の発行については、学内の健康診断を受診した学生さんに対しては 5 月頃を目途に発行可能ですが、学内受診終了後に学外の指定医療機関で受診された学生さんの場合、証明書の発行時期は 6 月以降になります。多くの企業は内定者・最終面接対象者に健康診断証明書を提出するよう指示します。したがって 2025 年度卒業予定のみなさんには、学内で受診されることを特に強くお勧めします。

Q 指定された日・時間に受診できない場合は、どうすればよいですか？

A 混雑を避けるため、指定された日・時間に受診していただくようお願いします。どうしても受診できない場合は、後日指定医療機関での受診をご案内します。このとき、受診料は大学が負担しますが、指定医療機関への交通費は自己負担となりますのでご了承ください。

Q 留年します。何年生として受診すればよいですか？

A 2025 年度に所属される学年でご参加ください（例：1 年生に留年される場合は新 1 年生のスケジュールに参加）。

Q 学内健康診断に行きましたが、事情により一部受診できない項目がありました。後日指定医療機関にも行き、その項目だけ受診してよいですか？

A 学内健康診断・指定医療機関の両方で受診することはできません。すべての項目を受診したい場合、学内健康診断に参加せず、後日指定医療機関で受診してください。

京都精華大学 学生支援チーム

TEL 075-702-5101

Email gakusei@kyoto-seika.ac.jp